**第３節　美化等推進事業**

**１　ポイ捨て防止対策・まちの美化推進事業**

**（１）各種啓発事業の実施**

**ア　ポイ捨て防止キャンペーン**

ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、ポイ捨て防止を呼びかけるキャンペーンを、平成５年度から実施している。

**イ　ノーポイモデルゾーンの設定**

市内の主要なターミナルや繁華街を中心に、ポイ捨て防止を推進するための地区として

ノーポイモデルゾーンを設定している。

**ノーポイモデルゾーン**

|  |  |
| --- | --- |
| 平成５年度設定　　（12か所）  | 梅田地区（5か所）、本町地区、難波地区（中央区3か所）、御堂筋、　堺筋、四ツ橋筋 |
| 平成６年度設定　　（6か所）  | 京橋地区（2か所）、鶴橋・上本町地区（2か所）、天王寺地区（2か所） |
| 平成７年度設定　　（2か所）  | 十三地区（2か所） |
| 平成16年度設定　（17か所）  | 千林大宮・森小路地区、大池橋地区、西九条地区、蒲生４丁目地区、住之江公園地区、長居・あびこ地区、大正地区、横堤・今福鶴見地区、難波地区（浪速区）、花園町・岸里・天下茶屋地区、御幣島地区、駒川中野・針中野地区、今里地区、上新庄地区、喜連瓜破・出戸地区、野田阪神・海老江地区、弁天町地区 |

**ウ　ポイ捨て防止条例**

平成７年11月に施行した「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」は、市民、事業者、本市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、容器入飲料を自動販売機で販売する事業者に対し、回収容器の設置とその適正管理を義務付け、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、最終的には氏名公表がある旨規定している。

　また、まちの美化を損なう違反状態がある場合の公共の場所の管理者に対する要請、関係法令の刑罰法規の悪質な違反がある場合の捜査機関への要請を行うことも規定し、まちの美化に対しての本市の決意を示している。

**エ　美化強化デー**

毎月１日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、市民・事業者の一斉

清掃の取組を呼びかけ、本市も市施設周辺の一斉清掃を実施している。

**オ　「大阪マラソン“クリーンＵＰ”作戦」の実施**

市民・事業者・大阪市が一体となって行う大阪市全域の一斉清掃を毎年実施しており、平成23年度からは大阪マラソンとタイアップして実施している。令和５年度については「大阪マラソン“クリーンＵＰ”作戦」としてマラソン開催時期に合わせて21日間実施した。

****

**ノーポイモデルゾーン**

平成５年９月設定：梅田、本町、難波、御堂筋、四ツ橋筋、堺筋

平成６年５月設定：京橋、鶴橋・上本町、天王寺

平成７年７月設定：十三

平成16年10月設定：千林大宮・森小路、大池橋、西九条、蒲生４丁目、住之江公園、長居・あびこ、大正、横堤・今福鶴見、難波、花園町・岸里・天下茶屋、御幣島、駒川中野・針中野、今里、上新庄、喜連瓜破・出戸、野田阪神・海老江、弁天町

**カ　まち美化パートナー制度**

平成11年６月の大阪市廃棄物減量等推進審議会答申を受けた新たな美化施策として、平

成12年10月から「まち美化パートナー制度」を実施している。（平成16年10月から全市域で実施）

この制度は、ノーポイモデルゾーン内で大阪市が定めた公共スペース（37ヵ所）を大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入を行う等の支援を行うほか、活動を顕彰するため参加団体名を表示した看板（まち美化パートナーサイン）を掲出している。

**（２）清掃ボランティア活動の活性化**

**ア　まちの美化運動功労者表彰**

清掃ボランティアの方々の長年にわたる尽力に感謝し、一層の協力を得て清掃ボランティア活動の育成・活性化を図るため、昭和57年度から美化運動功労者表彰を行っている。

**美化運動功労者表彰受賞者数**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別年度 | 市　長　表　彰 | 区　長　表　彰 | 合　　　　　計 |
| 個人 | 団体 | 団体の長役員 | 計 | 個人 | 団体 | 団体の長役員 | 計 | 個人 | 団体 | 団体の長役員 | 計 |
|  | 26 | 55 | 13 | 17 | 85 | 31 | 6 | 10 | 47 | 86 | 19 | 27 | 132 |
|  | 27 | 51 | 24 | 8 | 83 | 62 | 14 | 16 | 92 | 113 | 38 | 24 | 175 |
|  | 28 | 54 | 29 | 3 | 86 | 47 | 9 | 8 | 64 | 101 | 38 | 11 | 150 |
|  | 29 | 25 | 16 | 4 | 45 | 47 | 13 | 9 | 69 | 72 | 29 | 13 | 114 |
|  | 30 | 42 | 15 | 9 | 66 | 19 | 6 | 5 | 30 | 61 | 21 | 14 | 96 |
| 令和 | 元 | 29 | 15 | 17 | 61 | 26 | 9 | 5 | 40 | 55 | 24 | 22 | 101 |
|  | 2 | 32 | 10 | 8 | 50 | 37 | 7 | 4 | 48 | 69 | 17 | 12 | 98 |
|  | 3 | 32 | 14 | 4 | 50 | 32 | 6 | 4 | 42 | 64 | 20 | 8 | 92 |
|  | 4 | 36 | 23 | 4 | 63 | 31 | 8 | 8 | 47 | 67 | 31 | 12 | 110 |
|  | 5 | 45 | 7 | 0 | 52 | 38 | 5 | 1 | 44 | 83 | 12 | 1 | 96 |

**イ　清掃ボランティア団体に対する清掃用具の交付**

清掃ボランティア団体の育成・活性化を図るため、「『まちの美化運動』実践団体等への清掃用具交付要綱」を設け、一定の基準を満たす団体に対して清掃用具を交付している。

**清掃用具の交付状況**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | ほうき | ちりとり | 火ばさみ | じゅうのう | 手袋（軍手） | ごみ袋 |
|  | 26 | 3,415 | 620 | 2,100 | 550 | 16,000 |  152,500 |
|  | 27 | 2,505 | 510 | 1,780 | 370 | 15,800 | 181,500 |
|  | 28 | 2,470 | 160 | 1,510 | 270 | 11,200 | 248,500 |
|  | 29 | 960 | 150 | 1,000 | 80 | 6,360 | 257,300 |
|  | 30 | 950 | 80 | 900 | 50 | 5,280 | 252,400 |
| 令和 | 元 | 1,590 | 420 | 1,250 | 240 | 19,200 | 163,000 |
|  | 2 | 2,000 | 420 | 710 | 350 | 12,000 | 169,000 |
|  | 3 | 1,500 | 260 | 550 | 65 | 10,920 | 239,100 |
|  | 4 | 1,600 | 60 | 800 | 200 | 6,720 | 191,600 |
|  | 5 | 1,400 | 260 | 1,300 | 80 | 15,000 | 330,000 |

**２　路上喫煙対策事業**

**（１）大阪市路上喫煙の防止に関する条例**

本市では、平成17年度から、路上喫煙に関する様々な問題に対処するため、まちの美化、健康、防災、防火の観点から環境局、健康局、危機管理室、消防局の４局協働で、路上喫煙対策事業を実施している。

平成19年４月に、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市民等の責務として、道路、広場、公園その他の公共の場所では、市民等は、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、本市が実施する施策に協力するよう努力義務を課している。

なお、令和６年３月に条例の一部を改正した。（令和７年１月施行）

**（２）路上喫煙禁止地区の指定**

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、平成19年７月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同年10月からは、「禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則（過料1,000円）を適用している。

平成25年６月に「大阪市路上喫煙対策委員会」から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」答申を受け、新たな「禁止地区」（以下「禁止地区」という。）の指定にあたっては区と連携して取組を進めることになった。

平成27年２月以降、都島区京橋地域、中央区戎橋筋・心斎橋筋地域、北区ＪＲ大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域、中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）、堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）を「禁止地区」に指定した。

令和６年３月に改正した条例の施行後は、禁止地区を、道路等のうち本市が管理する区域及び市長が指定する区域に改める。

　**（３）市内全域における路上喫煙禁止に向けた取組**

2025年大阪・関西万博の「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という開催テーマに照らして、2025（令和７）年1月の市内全域での路上喫煙禁止に向け取組を進めている。市内全域における路上喫煙禁止の実効性を確保するために、喫煙する自由を一定制限される喫煙者に対する喫煙場所の確保と、非喫煙者の受動喫煙等の被害の未然防止等の観点から喫煙所を設置し、分煙環境を整備する。駅周辺など人の集まるところを中心に、道路・公園・広場などの公共スペースの外、民間の施設や管理地において、誰もが利用できる喫煙所設置を促す補助制度を2023（令和５）年４月に創設し、官民連携により、新たな喫煙所の整備を進めてきた。

　　　　また、分煙環境の整備のために、民間の既設喫煙所の無償での一般開放や、法令を遵守しながら喫煙できる飲食店や商業施設等の情報提供の働きかけを行うことで、喫煙可能な場所をできるだけ多く確保できるよう取り組むとともに、啓発指導体制の強化や広報周知などについても取組みを進めている。

**（４）たばこ市民マナー向上エリア制度**

平成20年度から、全市域での取組を推進するため、市民、事業者の活動団体の自主的な活動と行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を実施している。

市民、事業者の活動団体は、活動地域を自ら定め、その地域において路上喫煙の防止活動に取り組み、本市は、啓発物品の作成及び提供、ポスター・のぼりなどの標示物の作成及び提供等の支援を行い、街頭啓発活動を協働して実施するなど、路上喫煙の防止活動に取り組んでいる。

**「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（計74団体）　　（令和６年４月１日現在）**

|  |  |
| --- | --- |
| 平成20年度参加団体（22団体） | 淡路本町商店街振興組合、小松南商店会、上新庄南商店会、西淡路商店会、東淡路商店街振興組合、神津地域社会福祉協議会、西中島地域社会福祉協議会、大阪ターミナルビル株式会社、株式会社　阪急阪神百貨店、天神橋筋商店連合会、京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会、せんば心斎橋筋協同組合、心斎橋筋北商店街振興組合、心斎橋筋商店街振興組合、戎橋筋商店街振興組合、道頓堀南商店会、難波センター街商店街振興組合、千日前道具屋筋商店街振興組合、大阪ビジネスパーク開発協議会、なんさん通り商店会、NSCC（なんば駅周辺環境浄化協議会）、TACL（タックル） |
| 平成21年度参加団体（15団体） | 大阪南料飲観光協会、道頓堀商店会、宗右衛門町商店街振興組合、道頓堀商店連盟・道頓堀一丁目東櫓振興町会、NPO法人御堂筋・長堀２１世紀の会、久左衛門町振興町会、西区靭連合振興町会（クリーン靱）、三泉商店街振興組合、大阪南部たばこ商業協同組合　女性部、日本橋筋商店街振興組合、生野たばこ会、成育女性会、阪南連合振興町会、駒川駅前商店街振興組合、長吉中央商店街振興組合 |
| 平成22年度参加団体（13団体） | 野田阪神本通商店会、吉野コミュニティセンター、西区西たばこ会、八幡屋商店街振興組合、柏里本通商店街振興組合、大成社会福祉協議会、今里まちづくり活動協議会、神路社会福祉協議会、深江連合振興町会、旭通り商店会、新森商店会、駒川オレンジ通り商店会、弘治地域まちづくり研究会 |
| 平成23年度参加団体（９団体） | 北梅田地区まちづくり協議会、「学生の街　相川」マナー向上委員会、城北商店街・赤川商店会・赤三商栄会、今市商店街振興組合、天王寺たばこ会、NPO法人不要入れ歯回収サービスセンター、加賀屋商業協同組合、地下鉄あびこ中央商店街振興組合、ゆめまちロードOSAKAあべの |
| 平成25年度参加団体（１団体） | 鶴橋商店街振興組合 |
| 平成29年度参加団体（２団体） | 此花区地域振興会、西成南煙会 |
| 平成30年度参加団体（６団体） | 鶴進会、芝田1丁目町会、西梅田地区開発協議会、大阪ダイヤモンドシティ協議会、子どもをたばこから守る会・大阪、京橋中央商店街振興組合 |
| 令和４年度参加団体（４団体） | 阪急東通第一商店会、大東商店街、西淡路第八振興町会、株式会社 関西みらい銀行　阿倍野支店 |
| 令和５年度参加団体（２団体） | 南地中筋商店街振興組合（活動再開）、住吉区緑化推進協議会 |

**３　いわゆる「ごみ屋敷」対策**

本市では、近年社会問題化している「ごみ屋敷」対策について、平成26年３月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携の上、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等の居住者等に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進している。

**４　はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策**

令和元年12月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正し、生活環境の清潔を保持する観点から、はと、からすその他の動物に餌を与えた後の清掃等を義務付けている。条例に違反する行為を現認した場合には、指導・勧告・命令と段階的に指導等を行い、改善命令に従わない場合は、過料を適用することとしている。